Ⅴ　獣医学上の知識を必要としない業務	6　試験研究に従事（大学勤務を除く。） 7　獣医系大学で教育に従事（教官又は教員） 8　獣医系大学の勤務者（大学院生を含む。）で7以外に従事 9　獣医系大学以外で教育に従事（教官又は教員） 10　その他の業務に従事 ア　製薬　イ　飼料　ウ　その他 （5又は10を○で囲んだ者は、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。）
Ⅵ　無職 （Ⅰ又はⅡを○で囲んだ者は、Ⅰのiからvまで又はⅡのiからiiiまでの主たる対象を一つ選択し、○で囲むこと。）	010　競馬関係団体 011　民間企業 012　公益法人、一般社団法人等 013　その他 （04から06までのいずれかを○で囲んだ者は、①から⑥までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。） ①　本庁等 ②　検査指導機関 ③　家畜保健衛生所等 ④　保健所等 ⑤　食肉衛生検査所等 ⑥　その他
ふりがな (12)　勤務先の名称	
(13)　勤務先の所在地	〒□□□－□□□□　電話（　　－　　－　　） 都道府県　市郡　区　町村
(14)　従たる職業の概要	
(15)　備考	

（日本工業規格Ａ４）

注意

1　登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。

2　主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。

一　産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。

二　小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令（平成四年政令第二百七十三号）第二条各号に掲げる飼育動物（以下「小鳥」という。）であるものをいう。

三　Ⅰ及びⅡ以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。

3　勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定組合　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第五十三条の二第四項に規定する特定組合をいう。

二　公益法人　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人をいう。

三　一般社団法人等　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二条第一号に規定する一般社団法人等をいう。

4　従たる職業の概要には、(9)欄及び(10)欄から該当する番号を併せ記入すること。また、(9)欄のⅠ又はⅡを業務の種類として選択した場合には、Ⅰのiからvまで又はⅡのiからiiiまでの主たる対象を一つ記入し、(10)欄の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからヰまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。

5　届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を備考欄に記入すること。

附　則

この省令は、平成二十四年九月二十四日から施行する。